

**【この規程の目的】**

**第1条** この規程は、株式会社スルッと KANSAI（以下、「当社」といいます。）が地方公共団体等と共同で発行する IC チップを搭載したプリペイド機能を有する電子式証票（以下、「IC 証票」といいます。）を使用して PiTaPa 導入交通事業者または相互利用先交通事業者を利用する記名人等の運送等について、合理的な取扱い方法を定め、記名人等の利便向上と円滑な利用促進を図ることを目的とします。

**【用語の意義】**

**第2条** この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「地方公共団体等」とは、当社と共同で当該 IC 証票を発行する地方公共団体または地方公共団体の担当部局等をいい、当該 IC 証票ごとに別に定めます。
- (2) 「記名人」とは、地方公共団体等より PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者で使用可能な IC 証票の交付を受けた、IC 証票に本人名が記載された本人をいいます。
- (3) 「記名人の介護者」とは、記名人において地方公共団体等が実施する施策の対象となる交通事業者を利用するにあたり、地方公共団体等が介護を要する者として認定した記名人を介護する者で、当該交通事業者を利用する都度、記名人が指定する者をいいます。
- (4) 「記名人等」とは、2号及び3号で定める者をいいます。
- (5) 「記名 IC 証票」とは、記名人の使用に供する IC 証票をいいます。
- (6) 「介護者 IC 証票」とは、記名人の介護者の使用に供する無記名式 IC 証票をいいます。
- (7) 「PiTaPa 導入交通事業者」とは、スルッと KANSAI 協議会加盟の鉄軌道事業者および一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、当社と IC 決済サービス PiTaPa に関する契約を締結し、PiTaPa を使用して旅客の運送等を行う事業者をいいます。
- (8) 「相互利用先交通事業者」とは、スルッと KANSAI 協議会非加盟の鉄軌道事業者および一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、PiTaPa を使用して旅客の運送等を行う事業者をいいます。
- (9) 「バリュー」とは、IC 証票に記録される電子的金額で、もっぱら PiTaPa 導入交通事業者または相互利用先交通事業者における旅客運賃の支払い等に充当するものをいいます。
- (10) 「プリペイド」とは、PiTaPa 導入交通事業者または相互利用先交通事業者を利用した際に、旅客運賃額に相当するバリューを IC 証票から引去る機能をいいます。
- (11) 「チャージ」とは、現金により IC 証票のバリューを積増しすることをいいます。

**【適用範囲】**

**第3条** IC 証票の取扱いについては、この規程および別に定める細則のほか、当該地方公共団体等が制定する取扱要綱等（以下、「要綱等」といいます。）の定めるところによります。

- 2 IC 証票による記名人等の運送等については、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者が制定する旅客営業規則、運送約款等（以下、「運送約款等」といいます。）の定めるところによります。
- 3 この規程が変更された場合、以降の IC 証票による記名人等の運送等については、変更

された規程の定めるところによります。

4 この規程に定めのない事項については、別に定めるところによります。

#### 【規程等の設置】

第4条 この規程およびこの規程に基づく定めについては、地方公共団体等が定めるところに設置します。

#### 【規程等の変更】

第5条 この規程およびこの規程に基づく定めについては、予告なく変更することがあります。

#### 【発行】

第6条 当社および地方公共団体等は、要綱等の定めに基づき、当該 IC 証票を発行します。

#### 【IC 証票の所有権】

第7条 IC 証票の所有権は、当社および地方公共団体等に帰属します。

#### 【使用】

第8条 記名 IC 証票は、IC 証票に記載された記名人本人のみ使用できます。

2 介護者 IC 証票は、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者においては、記名人の介護者が使用することができます。

3 記名人は、記名人以外の他人に記名 IC 証票および介護者 IC 証票を貸与、譲渡、質入等することはできません。

#### 【管理】

第8条の2 IC 証票の管理は、記名 IC 証票および介護者 IC 証票とも記名人が管理責任を負います。

#### 【有効期限】

第9条 IC 証票の有効期限は、券面に記載のとおりとします。ただし、要綱等の定めるところにより、有効期限前であっても使用できなくなる場合があります。

#### 【更新】

第10条 有効期限切れとなった IC 証票の更新は、要綱等の定めるところによります。

#### 【届出事項の変更】

第11条 記名人は、IC 証票の発行時に届出た事項に変更が生じた場合は、要綱等の定めに基づき、速やかに変更事項を予め指定した先に届け出なければなりません。

#### 【効力】

第12条 IC 証票は、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者が具備する自動改札機等および車載装置等で処理することにより、当該事業者で有効なプリペイド式の IC 証票として使用することができます。

ただし、2013年2月以前に発行された IC 証票は、一部の相互利用先交通事業者では、利用できないものとします。

- 2 前項の場合、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者、ならびにその使用可能な路線、区間等は、別途、当社および当該交通事業者が公表するところによります。
- 3 地方公共団体等が定める優待乗車については、要綱等のほか、優待制度を適用する PiTaPa 導入交通事業者が制定する運送約款等の定めるところによります。

#### 【チャージ】

**第13条** 記名人等は、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者が任意に具備するチャージ機能を有する設備において、運送約款等の定めるところにより、バリューをチャージすることができます。

- 2 前項の場合、バリューは 20,000 円を超えてチャージすることはできません。
- 3 前 2 項によりチャージしたバリューは、別に定める場合を除き、払戻すことはできません。

#### 【バリュー残額の確認】

**第14条** 記名人等は、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者が任意に具備する設備等において、運送約款等の定めるところにより、IC 証票のバリューの残額を確認することができます。

#### 【利用履歴の確認】

**第15条** 記名人等は、PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者が任意に具備する設備等において、運送約款等の定めるところにより、IC 証票の利用履歴を次に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、IC 証票に電子的に記録されている最近の利用履歴から最大 20 件まで遡り、確認することができます。
- 2 前項の定めに関わらず、次の各号の 1 に該当する場合は利用履歴を確認することができない場合があります。
  - (1) 自動改札機等において、入場処理後、出場処理が行われていない利用。
  - (2) 第 12 条第 3 項のうち、自動改札機等または車載装置等において、運賃相当額の引去が行われない利用。
  - (3) 自動改札機等または車載装置等において、IC 証票への電子的処理が完全に行われていない場合。
  - (4) その他特に当社がやむを得ない事情によると認めた場合。

#### 【使用上の制限事項】

**第16条** 当社または地方公共団体等は、次の各号の 1 に該当する場合、IC 証票の取扱を一時停止または中止することがあります。なお、この場合、当社および地方公共団体等は、IC 証票の取扱いを一時的停止または中止することにより生じる記名人に対する損害賠償等の責を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、情報システムならびに通信設備の障害、戦争等、その他不可抗力により、当社または地方公共団体等が IC 証票の取扱が困難であると判断したとき。
- (2) 情報システムならびに通信設備等の保守により、当社または地方公共団体等が IC

証票の取扱いを一時停止または中止が必要と判断したとき。

- (3) PiTaPa 導入交通事業者あるいは相互利用先交通事業者の事情等により、当該交通事業者における記名人等の運送等が不可能となった場合、または IC 証票の取扱いが一時的停止あるいは中止されたとき。
- (4) IC 証票の不良により、使用できなくなったとき。

#### 【無効となる場合等】

**第17条** IC 証票で PiTaPa 導入交通事業者および相互利用先交通事業者を利用する際、当該交通事業者が定める運送約款等の定め違反して使用し、または使用しようとした場合は、当該交通事業者は IC 証票を無効として取扱うことができます。

- 2 前項の場合、当該交通事業者は IC 証票を回収することができます。

#### 【紛失・盗難】

**第18条** 記名人は、IC 証票を紛失し、または盗難に遭った場合は、要綱等の定めに基づき、速やかにその旨を予め指定した先に届出なければなりません。

- 2 当社および地方公共団体等は前項の届出により、当該 IC 証票の使用停止措置を行います。なお、届出後に、当該 IC 証票が発見された場合でも、これを取消すことはできません。
- 3 前項の使用停止措置が完了するまでの間に第三者による当該 IC 証票の使用により生じた損害については、当社および地方公共団体等はその責を負いません。

#### 【再発行】

**第19条** 当社および地方公共団体等は、別に定める場合を除いて IC 証票の再発行は行いません。

#### 【使用の停止】

**第20条** IC 証票が不要となった場合は、記名人またはその代理人は、別に定める方法により使用停止の手続きを行うものとします。

- 2 当社および地方公共団体等は、前項のほか、別に定める場合、IC 証票の使用停止措置を行うことができます。また、以降の IC 証票の発行を行わない場合があります。

#### 【個人情報の取扱い】

**第21条** 当社は、地方公共団体等からの委託を受けて IC 証票の発行および運営業務を遂行するにあたり必要となる氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報について、業務上、必要となる範囲に限定して、適切な保護措置を講じた上で取扱うものとします。

- 2 当社は、前項に定める IC 証票の発行および運営業務を第三者に委託できるものとし、その際、当社は第三者に対して前項同様の保護措置を講じる義務を課すものとします。

#### 附則

この規程は、2008年8月1日より施行します。

2013年3月1日改正